# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した精神障害者保健福祉手帳(以下「福祉手帳」という。)の障害等級認定の変更を求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

# 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事(以下「処分庁」という。)が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。) 4 5 条 2 項の規定に基づき、平成 3 0 年 1 月 5 日付けで発行した福祉手帳の交付決定処分のうち、障害等級を 3 級と認定した部分(以下「本件処分」という。)について、 2 級への変更を求めるものである。

#### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不 当性を主張している。

医者や社労士に、2級に該当すると言われたため。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成30年 5月15日	諮問
平成30年 6月19日	審議 (第22回第2部会)
平成30年 7月20日	審議(第23回第2部会)

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

#### 1 法令等の定め

- (1) 法 4 5 条 1 項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に福祉手帳の交付を申請することができる旨を規定し、同条 2 項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨を規定している。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条では、別紙2の とおり、「障害等級」及び「精神障害の状態」について規定し ている。
- (3) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)及び能力障害(活動制限)の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患(機能障害)の状態」(以下「機能障害」という。)と「能力障害(活動制限)の状態」(以下「活動制限」という。)の2つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている(「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

について」(平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。)及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

(4) そして、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、 福祉手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととさ れていることから、上記(3)の総合判定は、本件診断書の記載内 容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判定に違法又は 不当な点がなければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由 があるとすることはできない。

- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不 当な点がないかどうかを検討する。
  - (1) 機能障害について
    - ア 本件診断書には、主たる精神障害として「持続性気分障害 ICDコード(F34)」(別紙1・1)が記載されている。 主たる精神障害である「持続性気分障害」は、判定基準の 「気分(感情)障害」に該当する。

そして、判定基準によれば、「気分(感情)障害」による機能障害について、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄(別紙1・3)には、「○○県出身。同胞2名第2子。遺伝負因なし。小学1年生頃から寝つきが悪く眠りが浅かった。2009年1月頃、仕事のストレスと自殺した人を見てしまったことが重なり幻聴・幻覚が出現し、不眠が悪化。2009年4月頃○○病院受診。その後病院を転々としていたが、幻聴・幻覚がひどくなり、めまい、胸のざわつきなども出現したため、○○病院に入院歴あり、○○病院は入院中に自傷行為をし強制退院に入院歴あり、○○病院は入院生活が嫌になり2日間で退院。2011年3月より○○クリニック通院。2012年1月に退職し、2013年障害者手帳を申請し、障害者枠で仕事を始めるも具合が悪くなり退職。2017年2月より当院通院中。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄(別紙1・4)には、「抑うつ状態(思考・運動抑制、易刺激性・興奮、憂うつ気分)、不安及び不穏(強度の不安・恐怖感)」と記載され、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄(別紙1・5)には、「抑うつ気分、意欲低下、不眠を伴って概ねうつ状態で経過しており、対人関係を持つことはなく、自閉的な生活となっている。ときに不安感、切迫感、焦燥感が強まる状態となる。」と記載され、検査所見欄には、「特になし」と記載されている。

そして、「現在の生活環境」欄(別紙1・6・(1))には、「在宅(家族等と同居)」とした上で、生活能力状態の「具体的程度、状態像」欄(別紙1・7)には、「うつ状態からほとんど引きこもっている生活で、家族を除くとほとんど有意義な対人関係はない。」とされ、その記載内容は、現在の

「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄(別紙1・5)と照応したものとなっている。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患である持続性気分障害を有し、その状態としては、抑うつ気分、思考・運動抑制及び不眠を伴う抑うつ状態が見られるが、症状に重篤さを示唆する記載は認められないほか、病名の診断基準からするといずれもその程度は軽いものと認められる。

したがって、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によれば、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」(2級)とまでは認められず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、障害等級3級に該当すると判定するのが相当である。

# (2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄(別紙1・6・(3))では「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」と記載されている。この記載のみからすると、留意事項3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね2級の区分に該当するとも言える。

そして、「日常生活能力の判定」欄(別紙1・6・⑵)では、判定基準において障害等級3級該当とされる「おおむねできるが援助が必要」が1項目、障害等級2級該当とされる「援助があればできる」が7項目とされている。さらに、「6の具体的程度、状態像」欄(別紙1・7)には、「うつ状態からほとんど引きこもっている生活で、家族を除くとほとんど有意義な対人関係はない。」と記載され、就労状況に関する記載はない。

また、「日常生活能力の状態」における援助の内容について、 誰がどのように、どの程度行っているかについての具体的な記載はない。そして、「現在の生活環境」欄(別紙1・6・(1)) には、「在宅(家族等と同居)」と記載されており、「現在の障害 福祉等サービスの利用状況」欄(別紙1・8)には該当がない 旨記載されている。

以上の事実からすると、請求人においては、日常生活については障害福祉等サービスを受けずに、家族とともに在宅生活を維持しており、上記(1)の機能障害の状態を踏まえると、対人関係に困難など、社会生活には一定の制限を受け、援助が望まれる状態であることは認められるものの、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えない程、症状が著しいとまでは認められない。

したがって、請求人の活動制限の程度は、判定基準等によれば、障害等級のおおむね2級程度には至っておらず、おおむね3級程度に該当すると判定するのが相当である。

# (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(2級)に至っているとは認められず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 なお、請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張しているが、前述(1・(4))のとおり、障害等級の認定に

係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当である(2・(3))ことから、請求人の主張に理由はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2 (略)